

お客様 各位

令和2年5月7日
改定：令和2年5月13日
改定：令和2年5月25日
改定：令和2年7月6日

顧客の皆様へのご連絡

(よくあるご質問と回答)

破産者 株式会社 MJG
破産管財人 弁護士 三村 藤明

本書面では、MJG 管財人室に対して顧客の皆様から実際に寄せられているご質問と、それに対する管財人室からの回答を記載いたします。

現在、管財人室へのお問い合わせがきわめて多数に上っており、返信にお時間をいただいております。顧客の皆様におかれましては、お手数ですが、できる限りお問い合わせいただく前に、以下お目通しいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

【回数券（プログラム）関連】

Q1 承継後、回数券を使えるのがなぜ7月10日までなのか。新型コロナウイルスによる自粛も求められているので、使用期限を延ばしてもらえないか。

A1 回数券の期限は株式会社 **aprecio**（以下、「**aprecio** 社」といいます。）の意向に基づく決定です。ご不便をおかけして申し訳ありませんが、現時点で延長の予定はございません。承継対象店舗での今後の対応につきましては、管財人室からご回答はできませんので、**aprecio** 社お問い合わせ先 (contact@aprecio.co.jp) までお問い合わせください。

Q2 どの店舗が存続するのか。

A2 **aprecio** 社による承継対象店舗となった店舗名は、以下の URL からご確認いただけます。

https://mjgsekkotsuin.jp/wp_mjg/wp-content/uploads/2020/04/MJG_事業譲渡に関するお知らせ_20200514.pdf

※A1にも記載のとおり、承継対象店舗での回数券ご利用期限は、株式会社 **aprecio** の意向により、2020年7月10日となっております。承継対象店舗での今後の対応につきましては、管財人室からご回答はできませんので、**aprecio** 社お問い合わせ先 (contact@aprecio.co.jp) までお問い合わせください。

改定：令和2年7月6日

Q3 既に回数券を返してしまったり、失くしてしまったりして、手元にない場合はどうしたらよいのか。返却や再発行はしてもらえないのか。

A3 MJG 及び申立代理人から提供を受けた情報もふまえて検討いたしましたが、回数券の発行・返却状況について、破産開始決定前の混乱から、正確な記録がない等の事情により、管財人室において、個別に回数券をご返却または再発行することが不可能な状況です。そのため、申し訳ありませんが、お手元にない回数券はご利用いただくことができません。

※A1にも記載のとおり、承継対象店舗での回数券ご利用期限は、株式会社 **aprecio** の意向により、2020年7月10日となっております。承継対象店舗での今後の対応につきましては、管財人室からご回答はできませんので、**aprecio** 社お問い合わせ先 (contact@aprecio.co.jp) までお問い合わせください。

改定：令和2年7月6日

Q4 破産手続開始前に MJG に返金依頼書を提出済みでも、手元の回数券は使えるのか。

A4 返金手続の有無は、回数券の利用可否に影響いたしません。ただし、A3にも記載のとおり、管財人室による回数券のご返却や再発行は一切承れません。

※A1にも記載のとおり、承継対象店舗での回数券ご利用期限は、株式会社 **aprecio** の意向により、2020年7月10日となっております。承継対象店舗での今後の対応につきましては、管財人室からご回答はできませんので、**aprecio** 社お問い合わせ先 (contact@aprecio.co.jp) までお問い合わせください。

※A6にも記載のとおり、返金依頼書の新たな発行や受付は行っておりません。また、返金依頼書をお送りいただいても、破産財団が乏しく返金はできません。返金依頼書をお送りいただいたか否かが、配当可能性や、仮に配当があった場合の配当額に影響することもございません。

改定：令和2年7月6日

Q5 破産手続開始前に MJG に返金依頼書を提出済みでも、返金はされないのか。

A5 破産手続開始前に MJG に返金依頼書をご提出いただいても、返金を求める債権は、破産手続開始決定日（4月10日午後5時）以前の原因に基づいて発生した債権にあたり、回数券と同様に、破産債権となります。そのため、申し訳ありませんが、現時点でお支払いをすることはできません。今後、破産手続の中で、資産の換価が進み、債権者の方々へ、一部でも配当できる可能性が出てきたときには、改めて、破産管財人から、債権者の方々へご連絡を行うこととなっております。

※A6にも記載のとおり、返金依頼書の新たな発行や受付は行っておりません。また、返金依頼書をお送りいただいても、破産財団が乏しく返金はできません。返金依頼書をお送りいただいたか否かが、配当可能性や、仮に配当があった場合の配当額に影響することもございません。

Q6 これから返金依頼書を提出したい。

A6 返金依頼書は、破産手続開始前に MJG が独自に発行していた書類であり、管財人室

において、新たな発行や受付は行っておりません。また、返金依頼書をお送りいただいても、破産財団が乏しく返金はできません。返金依頼書をお送りいただいたか否かが、配当可能性や、仮に配当があった場合の配当額に影響することもございません。

Q7 MJG が収集した個人情報は、今後どのように取り扱われるのか。

A7 aprecio 社による承継対象店舗に紐づく、今後のサービス提供に必要な情報については、同社に引き継がれることとなります。その他の情報は、管財業務や法令上必要な範囲で使用・保存するものを除き、破棄等、適切に処理いたします。

【その他】

Q8 aprecio 社が承継しない店舗の、今後に関する情報は教えてもらえないのか。

A8 aprecio 社が承継しない店舗に関しては、新たなオーナー様独自の判断であり、管財人室において、最新の情報を把握・提供することは困難です。

Q9 施術証明書を発行してほしい。

A9 MJG は、破産手続開始に際して全ての従業員が退職してしまったため、破産手続開始決定前に行った施術に関する施術証明書につきましては、恐縮ながら、今後、MJG ないし破産管財人からお出しすることはできません。MJG ウェブサイト上に、同様の事項を記載した文書を掲示いたしましたので、必要に応じて損害保険会社等への説明の際にご活用ください。URL は以下のとおりです。

https://mjgsekkotsuin.jp/wp_mjg/wp-content/uploads/2020/04/MJG_施術証明書に関するお知らせ_20200521.pdf

改定：令和2年5月25日

Q10 財産状況報告集会（債権者集会）に欠席しても、配当がある場合は連絡をもらえるのか。

A10 財産状況報告集会に欠席されましても、特に不利益はございません。仮に債権者に対する配当の見込みが生じた場合は、債権者の皆様にご連絡を差し上げます。

Q11 代表者を始めとする旧経営陣への責任追及はどうか。回数券の発行の仕方や従前のビジネスモデルに問題があったのではないかと。

A11 破産管財人の職務の範囲で調査・検討は行っておりますが、回数券の発行経緯や旧経営陣の意思決定等、破産手続開始決定前の事情に関しては、申立代理人のお問い合わせ先 (mjg-hasan@shuheilaw.jp) 宛にお問い合わせください。必要に応じて破産管財人も申立代理人と情報共有をいたします。

以上